その他告示

○文部科学省告示第五十号

特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律（令和五年法律第八十九号）第九条第一項第二号の規定に基づき、次に掲げる宗教法人についての指定宗教法人の指定は、令和八年三月四日をもってその効力を失ったので、同条第二項において準用する同法第七条第三項の規定に基づき、文化庁ウェブサイトに公示した。

令和八年三月十八日　　文部科学大臣　松本　洋平

宗教法人の名称　宗教法人世界平和統一家庭連合
主たる事務所の所在地　東京都渋谷区松濤一丁目一番二号

○農林水産省告示第三百九十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年三月七日農林水産省告示第三百六十二号（特定水産資源（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域））に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年三月十八日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和７管理年度（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろにあっては令和７年４月１日から翌年３月31日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和７年７月１日から翌年６月30日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和７年４月１日から翌年３月31日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和７年７月１日から翌年６月30日まで、くろまぐろ（東部太平洋条約海域）にあっては令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一～第四　（略） 第五　するめいか 一　（略） 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 北海道　4,447 （略）　（略） 鳥取県　196 （略）　（略） 三　（略） 第六～第八　（略）	すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、ぶり、みなみまぐろ及びくろまぐろ（東部太平洋条約海域）に関する令和７管理年度（すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか及びみなみまぐろにあっては令和７年４月１日から翌年３月31日まで、ぶりに係る大臣管理区分にあっては令和７年７月１日から翌年６月30日まで、ぶりに係る都道府県における管理にあっては、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、大阪府、香川県及び大分県については令和７年４月１日から翌年３月31日まで、北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県については令和７年７月１日から翌年６月30日まで、くろまぐろ（東部太平洋条約海域）にあっては令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一～第四　（略） 第五　するめいか 一　（略） 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン） 北海道　4,547 （略）　（略） 鳥取県　96 （略）　（略） 三　（略） 第六～第八　（略）

○国土交通省告示第三百八十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和八年三月三日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十八日　　国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5861号	膨脹式救命浮器（内部収容型）（位置保持装置を有するもの）	ＦＲＮ－ＡＳ－50型	藤倉コンポジット株式会社	東京都品川区西五反田八丁目４番13号五反田ＪＰビルディング
第5862号	〃	ＦＲＮ－ＡＳ－84型	〃	〃